水泳場	沖縄県島尻郡座間味村（座間味島阿真）
水泳場	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉島）
展望施設	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉島クボー岳）
野営場	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉島）
展望施設	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉島越原）
展望施設	沖縄県島尻郡座間味村（慶留間島）

八　次の道路を削除する。

（一）　車道	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	（阿波連）から同村（阿波連崎）まで
沖縄県島尻郡座間味村	（阿佐集落）から同村（チシ崎）まで
（二）　歩道	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	（阿波連）から同村（渡嘉志久）まで
沖縄県島尻郡座間味村	（阿嘉島阿嘉部落）から同村（阿嘉島はな瀬海岸）まで
沖縄県島尻郡座間味村	（慶留間北海岸）から同村（慶留間部落）まで

九　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、慶良間諸島国立公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国立公園の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

一　区域

沖縄県島尻郡渡嘉敷村大字前島及び大字阿波連の全部並びに大字渡嘉敷の各一部
沖縄県島尻郡座間味村大字阿真の全部並びに大字阿嘉、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部
沖縄県島尻郡渡嘉敷村及び座間味村の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、慶良間諸島国立公園に関する公園計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

一　特別地域

（一）　特別保護地区	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	大字阿波連及び大字渡嘉敷の各一部
沖縄県島尻郡座間味村	大字阿真、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部
（二）　第一種特別地域	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	大字阿波連、大字渡嘉敷及び大字前島の各一部
沖縄県島尻郡座間味村	大字阿真、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部
（三）　第二種特別地域	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	大字阿波連及び大字渡嘉敷の各一部
沖縄県島尻郡座間味村	大字阿真、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部
（四）　第三種特別地域	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	大字阿波連、大字渡嘉敷及び大字前島の各一部
沖縄県島尻郡座間味村	大字阿真、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部

二　海域公園地区

名称	位置
慶良間諸島海域公園地区	沖縄県島尻郡渡嘉敷村大字阿波連、大字渡嘉敷及び大字前島地先 沖縄県島尻郡座間味村大字阿嘉、大字阿佐、大字阿真、大字慶留間及び大字座間味地先

三　保護施設

種類	位置
自然再生施設	沖縄県島尻郡渡嘉敷村及び同村地先
自然再生施設	沖縄県島尻郡座間味村及び同村地先

四　単独施設

種類	位置
博物展示施設	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（渡嘉敷）
園地	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（渡嘉志久）
園地	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（照山）
園地	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（阿波連海岸）
園地	沖縄県島尻郡渡嘉敷村（阿波連岬）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（チシ）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（稲崎）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（高月山）
博物展示施設	沖縄県島尻郡座間味村（座間味）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（神の浜）
野営場	沖縄県島尻郡座間味村（阿真）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（古座間味）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（北浜）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（クボー岳）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（越原）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（阿嘉）
園地	沖縄県島尻郡座間味村（慶留間）

五　道路

（一）　歩道	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	（阿波連）から同村（渡嘉志久）まで
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	（阿波連）から同村（阿波連）まで
沖縄県島尻郡座間味村	（阿嘉）から同村（阿嘉）まで
沖縄県島尻郡座間味村	（慶留間）から同村（慶留間）まで

六　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、慶良間諸島国立公園の区域内に特別地域を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地域の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

一　区域

沖縄県島尻郡渡嘉敷村大字前島の全部並びに大字阿波連及び大字渡嘉敷の各一部
沖縄県島尻郡座間味村大字阿嘉、大字阿佐、大字阿真及び大字慶留間及び大字座間味の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、慶良間諸島国立公園の特別地域内に特別保護地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

一　区域

沖縄県島尻郡渡嘉敷村大字阿波連及び大字渡嘉敷の各一部
沖縄県島尻郡座間味村大字阿嘉、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、慶良間諸島国立公園の区域の海域内に海域公園地区を指定し、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この海域公園地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称及び区域

名称	区域
慶良間諸島海域公園地区	沖縄県島尻郡渡嘉敷村大字阿波連、大字渡嘉敷及び大字前島地先 沖縄県島尻郡座間味村大字阿嘉、大字阿佐、大字慶留間及び大字座間味地先

二　区域を表示した図面（省略）